



# 長野県報

2月13日(火)  
平成19年  
(2007年)  
第1837号

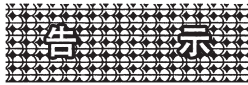
## 目次

### 告示

信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域（ビジネス誘発課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（森林整備課）	1
解除予定保安林（森林整備課）	2
解除予定保安林にする旨の通知（森林整備課）	2
都市計画事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	2
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	2

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札（情報政策課）	3
土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	4
平成18年度定期監査の結果に関する報告（第1回）に基づく措置（監査委員事務局）	4



### 長野県告示第53号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成19年2月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 上田市下丸子399-2、399-イ、400-2、401、402-4、402-5及び411-1
- 2 東筑摩郡山形村8208-1

ビジネス誘発課

### 長野県告示第54号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年2月13日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡木曾町日義547の5から547の7まで、547の9から547の12まで、547の14から547の21まで、547の23から547の25まで、547の27から547の38まで、547の44から547の51まで、547の53から547の58まで、547の60から547の62まで、547の66、548の

1から548の3まで、548の5から548の7まで、548の9、548の10、548の13から548の26まで、548の31、548の32、548の36から548の40まで、549の1から549の3まで、550の2、550の3、551の1、555、556の1、556の2、557の1、558の1、560、562の1、562の2、563から565まで、566の1、567の1から567の3まで、568の3、569の1、569の4、570、574から577まで、581、583、584、586の1、586の2、587から591まで、592の1、592の2、593、601の1、606の3、607、608の3、609の1、609の2、643の5、645の3、651の5、654の6、655、657から659まで、660の1から660の3まで、662から670まで、673から678まで、680、682、684から693まで、694の1、695、698の1、698の2、700、703の1、703の3から703の6まで、707から709まで、719の2、720の1、723、724、729の1、729の5、731の2、732から736まで、739、740の1、740の2、742、743、745の1、748の1、749の5、749の6、752の1、752の2、753、754、759の4、760、762の2、762の5、763の8、773の1、774、775、777、781の1、791の3、791の4、793の1、793の3、794、795、796の1、802の1、804、805、808の1から808の3まで、815から818まで、821、822のイ、822のロ、822のハ、823から830まで、831の1、831のロ、851の1から851の3まで、851のロ、852から856まで、857の1、857の2、858、859、860の1、860の2、861、862の1、863、865、867から872まで、874から876まで、877の1、877の2、879、884、855の1、1227の1（次の図に示す部分に限る。）、1228の41から1228の53まで、1228の99

- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

日義548の40、592の1（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 保安林予定森林の所在場所

木曾郡上松町大字小川1337、1360の5、1373、1376の1、1376の3、木曾町日義834の1、835、836、837の1、837の2、838、839の1、842から846まで、848の5、王滝村2149の29（次の図に示す部分に限る。）、大桑村大字長野156の4、156の7、157の1、157の5、157の6

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

王滝村2149の29、大字長野156の4、156の7、157の1、157の5、157の6

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

## 長野県告示第55号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成19年2月13日

長野県知事 村井 仁

### 1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市千栄660の4・660の6・667の1・667の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、660の9から660の12まで、667の16、667の17、667の20

### 2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

### 3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

## 長野県告示第56号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年2月13日

長野県知事 村井 仁

### 1 解除に係る保安林の所在場所

大町市八坂字山麻苧ノ上992のイの2

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 解除の理由

指定理由の消滅

森林整備課

## 長野県告示第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年2月13日

長野県知事 村井 仁

### 1 施行者の名称

富士見町

### 2 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画道路事業 3・4・3号 富士見駅北通り線

### 3 事業施行期間

平成13年2月8日から

平成22年3月31日まで

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

なし

都市計画課

## 長野県下伊那地方事務所告示第1号

南信州広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成19年1月29日付けで許可しました。

平成19年2月13日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

市町村課